

Q&A

令和5年分

年末調整の 実務ガイド

パソコン・スマホで
視聴できる
解説動画付き



は し が き

令和になってから、税制改正により、年末調整の手続は複雑になってきています。給与所得控除から基礎控除への控除額の振替、ひとり親に対する措置、所得金額調整控除の導入等があり、年末調整のときに提出が必要な申告書の種類も増えました。

年末調整の計算は、ソフトウェアを使って行うことが多いと思いますが、年税額の計算の仕組みや改正事項についての理解は必要です。また、所得控除や税額控除の適用要件についての知識がなければ、正しい控除を適用することができず、誤った計算結果を導いてしまうかもしれません。

本冊子は、煩雑に感じられる年末調整手続について、Q & A形式で、できる限り細かな論点は省き、基本的な流れと実務上必要となる事項を取り上げています。

年末調整実務に本冊子をお役立ていただければ幸いです。

目 次

Q 1	年末調整の手順は？	2
Q 2	年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法は？	4
Q 3	年末調整の対象になる人は？	6
Q 4	年末調整の対象となる給与は？	8
Q 5	所得金額調整控除とは？	10
Q 6	〈年末調整で適用できる所得控除①〉扶養控除	12
Q 7	〈年末調整で適用できる所得控除②〉障害者控除・ひとり親控除・寡婦控除・ 勤労学生控除	14
Q 8	扶養控除等申告書のチェックポイントは？	16
Q 9	〈年末調整で適用できる所得控除③〉基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除	20
Q 10	基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・所得金額調整控除申告書のチェック ポイントは？	22
Q 11	〈年末調整で適用できるその他の所得控除〉生命保険料控除・地震保険料控 除・小規模企業共済等掛金控除・社会保険料控除	26
Q 12	年末調整で住宅ローン控除を適用するときの注意点は？	30
Q 13	年末調整手続の電子化とは？	34
資料 1	令和 5 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	37
資料 2	令和 5 年分の年末調整のための算出所得税額の速算表など	46
資料 3	令和 5 年分 年末調整チェック表	48

●本冊子では、各書類を次のとおり記載しています。

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書：扶養控除等申告書

給与所得者の基礎控除申告書：基礎控除申告書

給与所得者の配偶者控除等申告書：配偶者控除等申告書

給与所得者の保険料控除申告書：保険料控除申告書

給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書：住宅借入金等特別控除申告書

（注） 本冊子の内容は、令和 5 年 9 月 15 日現在の法令等に基づいています。なお、本冊子中の生年月日の記載は、令和 5 年分の年末調整を前提としています。

Q1

年末調整の手順は？

年末調整の手順と年末調整に必要な書類の種類を教えてください。

A

年末調整の手順と年末調整に必要な書類（①～⑥）は、次のとおりです。

手順1 「①扶養控除等申告書」の記載内容の確認

手順2 各種控除に対応する申告書の受理、記載内容の確認

②所得金額調整控除申告書*
③保険料控除申告書
④配偶者控除等申告書*
⑤基礎控除申告書*
⑥住宅借入金等特別控除申告書

* 所得金額調整控除申告書、配偶者控除等申告書、基礎控除申告書は、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」として1つの様式にまとめられています。

手順3 年調年税額の計算

手順4 過不足額の精算

→[Q2] 参照

解説

手順1 扶養控除等申告書の記載内容の確認

扶養控除等申告書は、毎年最初の給与支払日の前日までに、役員や従業員（以下「従業員等」といいます。）から提出を受ける書類です。年の中で申告内容に異動が生じたときには、そのつど異動申告を受けることになっています。

年末調整は、**扶養控除等申告書**を提出している人について行います。よって、年末調整を行う時まで、対象者全員から**扶養控除等申告書**が提出されているかを確認し、提出していない従業員等がいる場合には提出するよう依頼します。また、すでに提出を受けている**扶養控除等申告書**の記載内容について確認し、異動があると思われる人からは異動申告を受けておく必要があります。

■ 異動申告が必要なケース（例）

- 源泉控除対象配偶者が増加又は減少した（結婚、配偶者の就職等）
- 控除対象扶養親族が増加又は減少した（退職、結婚、死亡等）
- **所得者本人**が障害者、ひとり親、寡婦、勤労学生に該当することとなった
- 同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなった

手順2 各種控除に対応する申告書の受理、記載内容の確認

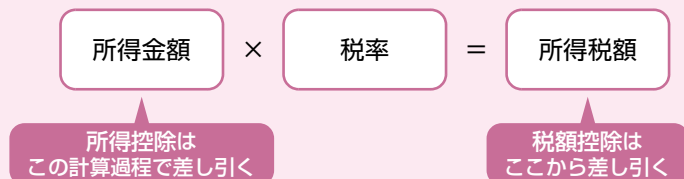
年末調整では、2種類ある所得金額調整控除のうちの1つ及び15種類ある所得控除のうちの12種類について適用を受けることができます。税額控除のうち年末調整で適用を受けることができるのは、住宅ローン控除のみです。

なお、従業員等が年末調整で所得控除及び税額控除の適用を受けるには、各控除に対応する申告書を勤務先に提出する必要があります。提出が求められる申告書と各控除との関係は、次のとおりです。

申 告 書	適用を受ける各種の控除	
所得金額調整控除申告書 (→【Q10】参照)	所得金額調整控除 (→【Q5】参照)	
扶養控除等申告書 (→【Q8】参照)	- 扶養控除 (→【Q6】参照) - 障害者控除 (→【Q7】参照) - ひとり親控除 (→【Q7】参照) - 寡婦控除 (→【Q7】参照) - 勤労学生控除 (→【Q7】参照)	所得控除
保険料控除申告書 (→【Q11】参照)	- 生命保険料控除 - 地震保険料控除 - 小規模企業共済等掛金控除 - 社会保険料控除 (給与や賞与から天引きされていない社会保険料がある場合)	
配偶者控除等申告書 (→【Q10】参照)	- 配偶者控除 (→【Q9】参照) - 配偶者特別控除 (→【Q9】参照)	
基礎控除申告書 (→【Q10】参照)	基礎控除 (→【Q9】参照)	
住宅借入金等特別控除申告書 (→【Q12】参照)	住宅ローン控除 (→【Q12】参照)	税額控除

コラム 所得控除と税額控除

所得控除と税額控除は、年税額の計算において控除するタイミングが異なります。所得控除は、所得金額を計算する過程（税率を掛ける前の段階）で控除します。一方、税額控除は、所得金額に税率を掛けて算出された所得税額から控除します。



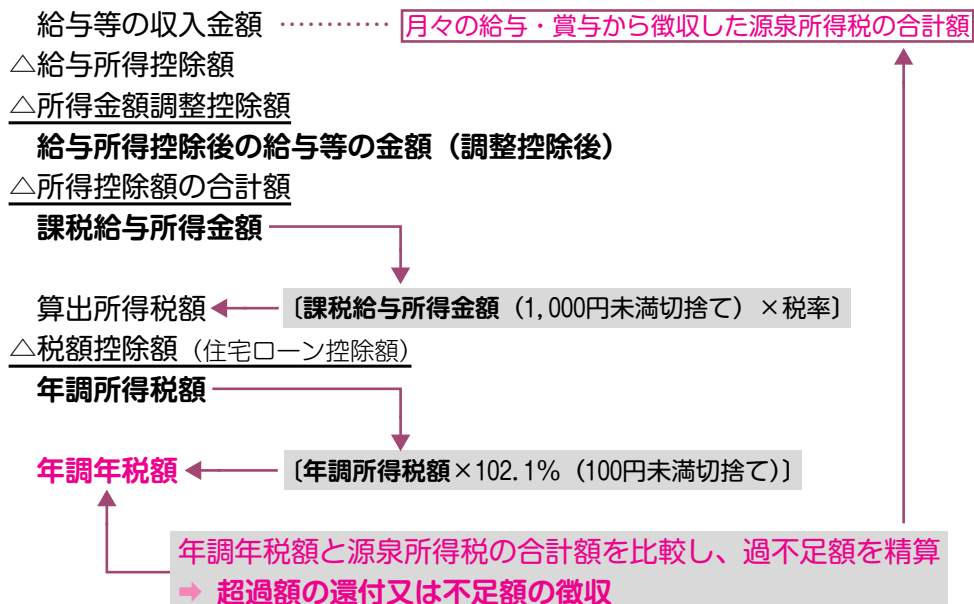
Q2

年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法は？

年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法について教えてください。

A

年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法は、次のとおりです。



解説

(1) 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「給与等の収入金額」とは、令和5年1月から12月までの間に支給した給与と賞与の合計額です。社会保険料や源泉所得税を控除する前の金額で、非課税となる通勤手当等は除きます。

「給与等の収入金額」から給与所得控除額（⇒資料2参照）を差し引いて、給与所得控除後の給与等の金額を計算します。実務的には「令和5年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表（⇒資料1参照）」を使って金額を求めます。

なお、所得金額調整控除申告書（⇒Q10参照）が提出されている場合には、さらに所得金額調整控除（⇒Q5参照）を差し引いて給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）を求めます。

(2) 課税給与所得金額の計算

従業員等から提出された各申告書の内容に基づいて、所得控除額の合計額を計算します。

①で求めた給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）から所得控除額の合計額を差し引いて課税給与所得金額（1,000円未満切捨て）を求めます。

従業員等が年末調整で適用を受けられる所得控除は、Q1で示した12種類です。

(3) 年調所得税額の計算

〔2〕で求めた課税給与所得金額に、「令和5年分の年末調整のための算出所得税額の速算表（→資料2 参照）」を適用して算出所得税額を計算します。

住宅借入金等特別控除申告書（→〔Q12〕参照）が提出されている場合には、算出所得税額から税額控除額（住宅ローン控除額）を差し引いて年調所得税額を計算します。

(4) 年調年税額の計算と過不足額の精算

年調年税額は、所得税と復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計額です。そこで、〔3〕で求めた年調所得税額に102.1%を掛けて年調年税額（100円未満切捨て）を求めます。

最後に、年調年税額と月々の給与・賞与から徴収した源泉所得税の合計額を比較し、過不足額を精算します。

■過不足額の精算例

年調年税額①	徴収した源泉所得税の合計額②	過不足額の精算（①－②）
150,000円	200,000円	△50,000円（超過額）→還付
150,000円	130,000円	20,000円（不足額）→徴収

コラム 所得税の税率

所得税の税率は、分離課税のものを除くと5%から45%までの7段階の超過累進税率（所得が多くなるにつれ、税負担が増える仕組みの税率）です。

課税される所得金額		税率
195万円以下の金額		5%
195万円を超え	330万円以下の金額	10%
330万円を超え	695万円以下の金額	20%
695万円を超え	900万円以下の金額	23%
900万円を超え	1,800万円以下の金額	33%
1,800万円を超え	4,000万円以下の金額	40%
4,000万円を超える金額		45%

〔計算例〕課税される所得金額が600万円の場合

$$195万円 \times 5\% + (330万円 - 195万円) \times 10\% + (600万円 - 330万円) \times 20\% \\ = 77.25万円$$

*「令和5年分の年末調整のための算出所得税額の速算表（→資料2 参照）」は、超過累進税率の仕組みを速算表として表したものです。速算表を使って計算しても、下記のとおり、計算結果は同じになります。

$$600万円 \times 20\% - 42.75万円 = 77.25万円$$

Q3

年末調整の対象になる人は？

年途中で退職した人についても年末調整をするケースがあると聞きました。
年末調整の対象になる人とならない人を具体的に教えてください。

A

年末調整の対象になる人は、本年最後の給与や賞与(以下「給与等」といいます。)を支払う時まで、**扶養控除等申告書を提出している人**のうち、本年中に支払うべきことが確定した**給与等が2,000万円以下の人**です。

なお、年途中で退職した人のうち、退職してから年末までの間に、他から給与等の支払を受けないと見込まれる人も年末調整の対象になります。

解説

(1) 年末調整の対象になる人・ならない人

年末調整の対象になる人とならない人をまとめると、次のとおりです。

年末調整の対象になる人	扶養控除等申告書を提出している人のうち、次のいずれかに該当する人（⑤から⑪に該当する人は除きます。） ① 1年を通じて勤務している人 ② 年途中で就職し、年末まで勤務している人 ③ 年途中で退職した人のうち、次に該当する人 (ア) 死亡退職した人 (イ) 著しい心身の障害のため退職した人で、退職の時期からみて、その年中に再就職することが明らかに不可能と認められる人 (ウ) 12月中旬に支給期の到来する給与等の支払を受けた後に退職した人 (エ) いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、次の要件を満たしている人 ・その年中に支払を受ける給与等の総額が103万円以下であること ・退職後その年中に他から給与等の支払を受ける見込みがないこと ④ 年途中で1年以上の予定で海外転勤した人
年末調整の対象にならない人	⑤ 扶養控除等申告書を提出していない人 ⑥ 本年中の主たる給与等の収入金額が2,000万円を超える人 ⑦ 年途中で退職した人のうち、③以外の人 ⑧ 2か所以上から給与等の支払を受けている人で、他の勤務先に扶養控除等申告書を提出している人（乙欄給与の人） ⑨ 非居住者（日本に住所又は1年以上の居所のない人）に該当する人 ⑩ 継続して同一の雇用主に雇用されない人（日雇い労働者等） ⑪ 災害減免法の規定により、源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人

(2) 「扶養控除等申告書」の提出について

扶養控除等申告書は、源泉控除対象配偶者や扶養親族等がいらない人からも提出を受ける必要があります。ただし、2か所以上から給与等の支払を受けている人の場合には、主たる勤務先にのみ提出してもらうようにします（同時に複数の勤務先へ提出することはできません）。

なお、**扶養控除等申告書**が提出されている人については「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」の甲欄を用いて源泉徴収を行い（**甲欄給与**）、扶養控除等申告書が提出されていない人については同表の乙欄を用いて源泉徴収を行います（**乙欄給与**）。

コラム 賞与からの源泉徴収

賞与から源泉徴収するときには、「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」ではなく、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使って源泉所得税を求めます。この表は、賞与から徴収する源泉所得税額そのものを求めるものではありません。社会保険料等控除後の賞与の金額に**掛ける率**を求めるものです。

（例）12月10日に額面300,000円の賞与を支給する場合

賞与から徴収する社会保険料等：44,685円

前月（11月）に支給した給与の金額（社会保険料等控除後）：255,720円

扶養親族等の数：1人

■賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（令和5年分）

賞与の金額に 乗すべき率	甲 族							
	扶 養 親 族							
	0 人		1 人		2 人		3 人	
	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額							
	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満	以 上	未 満
0.000 %	千円 68	千円未満	千円 94	千円未満	千円 133	千円未満	千円 171	千円未満
2.042	68	79	94	243	133	269	171	295
4.084 ←	79	252	243	282	269	312	295	345
6.126	252	300	282	338	312	369	345	398
8.168	300	334	338	365	369	393	398	417
10.210	334	363	365	394	393	420	417	445
12.252	363	395	394	422	420	450	445	477
14.294	395	426	422	455	450	484	477	510
16.336	426	520	455	520	484	520	510	544
18.378	520	601	520	617	520	632	544	647
20.420	601	678	617	699	632	721	647	745
22.462	678	708	699	733	721	757	745	782
24.504	708	745	733	771	757	797	782	823
26.546	745	788	771	814	797	841	823	868
28.588	788	846	814	874	841	902	868	931
30.630	846	914	874	944	902	975	931	1,005
32.672	914	1,312	944	1,336	975	1,360	1,005	1,385
35.735	1,312	1,521	1,336	1,526	1,360	1,526	1,385	1,538
38.798	1,521	2,621	1,526	2,645	1,526	2,669	1,538	2,693
41.861	2,621	3,495	2,645	3,527	2,669	3,559	2,693	3,590
45.945	3,495 千円以上		3,527 千円以上		3,559 千円以上		3,590 千円以上	

賞与から徴収する源泉所得税額は、10,427円となります。

$(300,000円 - 44,685円) \times 4.084\% = 10,427円$

Q4

年末調整の対象となる給与は？

当社は前月分の給与を当月25日に支払っています。令和5年分の年末調整の対象となる給与はどのように計算するのでしょうか。また、年の中途で入社した従業員の場合、当社から支給した給与のみを対象として年末調整するのでしょうか。

A

年末調整の対象となる給与は、その年の1月1日から12月31日までの間に**支給日が到来する給与等**です。したがって、貴社の令和5年12月分の給与(令和6年1月25日支給)は、令和5年分の年末調整の対象にはなりません。

また、年の中途で入社した人のうち前職がある人については、**前職の給与等も含めた金額で年末調整を行います***。貴社から支給した給与等のみを対象として年末調整することはできません。

* 前の勤務先に「扶養控除等申告書」を提出している場合の取扱いです。

解説

(1) 年末調整の対象となる給与

年末調整は、本年中に支払うべきことが確定した給与等について行います。**本年中に支払うべきことが確定した給与等とは、支給日として定められている日が本年の1月1日から12月31日の間に到来するものです。**ただし、非居住者に該当する期間に支払を受けた給与等は、年末調整の対象になりません。

(2) 年の中途で扶養控除等申告書が提出された人の場合

年の中途で**扶養控除等申告書**が提出された人の場合、年末調整の対象となる給与等の範囲は、次のようになります。

乙欄給与の支払を受けていた人が、年の中途で扶養控除等申告書を提出した場合	(年末調整の対象となる給与等)
本年の中途で扶養控除等申告書の提出先(主たる給与の支払先)が入れ替わった場合	(年末調整の対象となる給与等)

(3) 年の途中で入社した人の場合

年の途中で入社した人のうち、前の勤務先にも**扶養控除等申告書**を提出していた人については、前職の給与等も含めて年末調整を行うこととされています。この場合、自社から支払った給与等のみを対象として年末調整することはできません。

年の途中で入社した従業員等から提出されている**扶養控除等申告書**を点検し、**前の勤務先から交付された源泉徴収票が添付されているか確認**しておく必要があります。

前の勤務先に 扶養控除等申告書 を提出している場合	他社	
	自社	

(4) 年の途中で海外転勤する人又は海外から帰国した人の場合

非居住者に該当する期間に支払われた給与等は、**年末調整の対象となりません**。したがって、海外転勤する人又は海外から帰国した人の場合、年末調整の対象となるのは次のとおりです。

扶養控除等申告書を提出していた人が、年の中途から海外転勤となった場合	(注) 出国前の勤務に基づいて支給される給与等で、その人の出国後に支給期の到来するものは、年末調整の対象には含まないで、20.42%の税率により源泉徴収を行います。
海外転勤を終え年の途中で帰国し、 扶養控除等申告書 を提出した場合	

(5) 死亡退職した人の場合

扶養控除等申告書を提出していた人が、年の途中で死亡退職した場合には、死亡日までに支給日が到来する給与等が年末調整の対象となります。

死亡前の勤務に基づく給与等のうち**死亡後に支給日が到来するものは、所得税ではなく相続税の課税対象**となります。したがって、年末調整の対象とはなりません。

扶養控除等申告書を提出していた人が、年の途中で死亡退職した場合	
---------------------------------	--

Q5

所得金額調整控除とは？

次の従業員について、年末調整で所得金額調整控除を適用できるか教えてください。また、適用できる場合、その金額はいくらになりますか。

従業員：当社から支給した給与と賞与の合計額
(すべて課税対象となるもの)
1,100万円



年末調整で適用できる所得金額調整控除は、15万円です。ただし、所得金額調整控除申告書に必要な記載が行われていることが要件となります。

解説

(1) 2つの所得金額調整控除

所得金額調整控除には、①子ども・特別障害者等がいる場合の調整と②給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある場合の調整の2つがあります。これらの調整はいずれも確定申告で適用されるものですが、①の調整は、年末調整においても適用することができます。

(2) 子ども・特別障害者等がいる場合の調整

令和2年分から給与所得控除額の上限が220万円から195万円に引き下げられたことにより、給与等の収入金額が850万円を超える人は、令和元年分以前よりも税負担が増えることになりました。そこで、子育てや介護に対して配慮する観点から、**所得者本人が特別障害者に該当する場合、又は23歳未満の扶養親族や特別障害者控除の対象となる扶養親族等がいる場合**には、税負担が増えないよう、所得金額を調整する措置が講じられました。

具体的には、給与等の収入金額が850万円を超える人のうち、次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する人は、給与所得の金額から次ページ **調整額** の金額が控除されます。

- (ア) 所得者本人が特別障害者に該当
- (イ) 23歳未満（平成13年1月2日以後生まれ）の扶養親族を有する
- (ウ) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

調整額 $(\text{給与等の収入金額} - 850\text{万円}) \times 10\%$ ※最高15万円

↑
1,000万円を超える場合には、1,000万円

(計算例) 給与等の収入金額950万円の場合

- ① 給与等の収入金額：950万円
- ② 給与所得控除額：195万円（上限額）
- ③ 所得金額調整控除の額： $(950\text{万円} - 850\text{万円}) \times 10\% = 10\text{万円}$
- ④ 所得金額調整控除後の給与所得の金額：①－②－③＝745万円

以上により、ご質問の従業員が適用を受けられる所得金額調整控除の額は、次のとおりとなります。

$(\text{給与等の収入金額} 1,000\text{万円} - 850\text{万円}) \times 10\% = 15\text{万円}$

↑
1,000万円を超えているため、1,000万円

なお、年末調整で所得金額調整控除を適用するには、その年の年末調整を行う時まで、**所得者本人から所得金額調整控除申告書の提出を受ける必要があります。**所得金額調整控除申告書の詳細と確認事項については、【Q10】を参照してください。

(3) 給与所得と公的年金等に係る雑所得の両方がある場合の調整（適用は確定申告のみ）

給与と公的年金等の両方を受給している場合には、令和2年分から給与所得控除額と公的年金等控除額がそれぞれ10万円引き下げられたことから、令和元年分以前よりも税負担が増える可能性があります。そこで、税負担が増えないよう、所得金額が調整されます。

具体的には、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合には、給与所得の金額から下記の**調整額**の金額が控除されます。

調整額 $(\text{給与所得控除後の給与等の金額} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額}) - 10\text{万円}$

↑
10万円を超える場合には、10万円

↑
10万円を超える場合には、10万円

(計算例) 給与等の収入金額300万円、公的年金等の受給額120万円（65歳未満）の場合

- ① 給与所得控除後の給与等の金額：300万円－98万円＝202万円
- ② 公的年金等に係る雑所得の金額：120万円－60万円＝60万円
- ③ 所得金額調整控除の額： $(10\text{万円} + 10\text{万円}) - 10\text{万円} = 10\text{万円}$
- ④ 所得金額調整控除後の給与所得の金額：①－③＝192万円

この【3】の調整は、確定申告時に適用されます。ただし、基礎控除申告書や配偶者控除等申告書で合計所得金額を計算するときには、この【3】の調整も考慮します。くわしくは、25ページをご覧ください。